

# 水俣病、会社側に過失なし

## 慰謝料支払わず

### チッソ、熊地裁に答弁書

水俣病患者家庭互助会訴訟派(渡辺英蔵さんら二十九世帯、百十二人)がチッソ株式会社(大阪市北区宗屋町一、江頭専社)を相手取って起こした六億四千万円にのぼる損害賠償請求裁判の第一回口頭弁論は十月十五日熊本地裁民事三部で開かれるが、これに先立ち三十日前十一時すぎ被告のチッソ側は、先に原告側が提出している訴状、準備書面に対する答弁書と準備書面を熊本地裁に提出した。

答弁書によると、被告チッソ水俣工場は昭和七年から四十三年五月までアセトアルデヒドを製造、その排水を鉄屑槽や沈殿池を通じ工場周辺に排出し、水俣湾周辺の魚介類を食べた患者らが水俣病

にかかったという事実を認める。原告に含まれたメチル水銀化合物が人体内に移行蓄積して中毒性中枢神経系疾患をおこしたという因果関係については、可能性を否定しない、と一応認める立場をとっている。

しかし、会社として有機水銀化合物が水俣病の原因物質であることがわかったのは昭和三十七年半ばであって、患者発生当時会社側はもとより専門学者ですらこれを

知らなかったことであり、排水を無処理のまま海中に放出したという点など原告側が主張する、故意

に近い過失については強く否認している。

そして抗弁として三十四年十二月に会社と患者側で取りかわされた和解契約(いわゆる見舞い金契約)を履行している以上、原告らの請求は失当であるとして原告の慰謝料請求を棄却する(支払わない)との基本的態度を打ち出している。

答弁書の提出には弁護団の和智(福岡)塚本、楠本(熊本)三井護士のほか久我チッソ本社総務部長、中村水俣支社総務部長も立ち



答弁書、準備書面を提出する和智弁護士

会い、次のような会社側の態度表明を行なった。  
会社は昨年九月水保病の政府見解に対し、問題の社会性を考慮してこれに従った。これを契機として患者互助会との間に追加補償問題

題が起き、厚生省の配慮により調停が進行中である。ところが互助会の一部の人がこれに賛成せず訴えを起されたことは、田沼解決を望む会社としては遺憾に思つ。しかし訴訟となつた以上、会社

としては不本意ながら法律問題として対処せざるを得ないが、本件については昭和三十四年十二月に和解契約が成立しているので請求は失当であり、過失についてははっきりこれを否定する。

### 徹底的に争う

渡辺栄蔵訴訟代表の語 争うのだから会社としても争つていくのは当然だろうが、会社は公費設定のさい頭を下けたのだ。そこに一本道徳の筋が通っていないように印象を受ける。しかもチツンの賠償で患者が殖生したのは明らかであり、中正な裁判が断を下して貰いたらう。裁判が長くなっても徹底的に争う。

### 明確になつた両者の争点

被告(チツン)側  
原告(チツン)側  
賠償金、準備金

の提出により両者の主張が出た。水保病裁判の争点はほぼ固まつた。被告側は水保病と工場廃液との因果関係については原告の主張をあえて否定せず、一応認める立場をとつたところが、この点での争いはまずないとみられる。

今回の答弁書の反論の骨子は昭和三十四年十二月の見舞い金契約の有効性の主張②過失の否認①の一点で、①については見舞い金契約は物価変動に合わせて金額をスライドさせるなどして現実に履行している以上、原告の請求が失当であるとして退けている。②については原告側が準備書面で「毒物及び劇物取締法」違反を犯し危害防止を怠つた過失があるとするのに対し、これを強く否認している。

これより今後の裁判は被告側の過失と見舞い金契約の有効性の判定をめぐるものになるが、過失の点では具体的に被告側が水保病の原因物質と工場廃液に因果関係があることを知つた時期が問題となる。答弁書の中で被告側は三十七年夏の相大の発表をその時期としているが、原告側は準備書面で、三十四年にすでに会社側はネ口による実験で発症の事実を知っていたと主張しており、口頭弁論が本格化すればこれらの主張の食い違いが大きく争われることにならう。

見舞い金契約について、被告側はこれを和解契約の成立とみなし、政府の公費認定後厚生省一任派に対して行なつてゐる厚生省水保病補償処理委の調停についても追加補償とみる考え方に立っており、見舞い金契約は因果関係が不明な時点での補償で、正式な損害賠償ではないとする原告と完全に対立しているわけだ。この点の判断いかんがこの裁判を大きく左右することは間違いない。